

## 第3回 部活動の在り方検討会

日 時：平成30年2月15日（木） 10：00～

場 所：島根県庁分庁舎2階 教育委員室

### 会長あいさつ

失礼いたします。今、テレビあるいは新聞等では冬季オリンピックの話題が非常に賑わっておりまして、メダルを獲ったという話が盛んに出ております。非常に喜ばしいことでもありますけれども、オリンピックに出てメダルを獲る選手、あるいは出場する選手、そしてそれまでにはたくさんの選手がいるわけございまして、国内におきましては冬季国体が開催されるということで、これは薄くなっておりますけれども。

こう見てみますと、どこかの機会にこれらの選手はスポーツと出会い、スタートを切ったということございまして、小学生であればスポ少かもしれませんし、あるいは地域のそのような活動であったかもしれません。そして中・高におきましてはやはり部活動というのも一つのきっかけであったように思います。

そうしてみますと、部活動の在り方というのは、意外と競技性の向上においても非常に役割を果たしている、あるいは成果外ではありますけれども、健康や健全、それから生徒指導といった教育面でも非常に大きな貢献をしていると思います。

本日はこういったところの視点を持ちながら部活動の検討をしていくわけですが、今日のミッションとしましては、国のガイドラインの骨子に対する検討、そして今回の検討結果を踏まえた県版のガイドライン作成にあたっての視点をどう捉えていくかというのがミッションでございまして、ここを今日、みなさんから色々な立場からご意見をいただきまして、次回、事務局としてのガイドライン策定の一つの目安を作っていただきたいなと思っております。

非常にお忙しいところ、このような会に出かけていただきましてありがとうございます。この会が本当に将来の子どもたちの部活動の在り方の指針となりますように、真のガイドになりますように、みなさんのご意見を賜りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

### 会議の公開について

(設置要綱第5条に基づき公開の了承)

### 議事1 前回質問事項

○事務局

それでは事務局から説明をさせていただきます。2回目の会議で質問がありました東京都の部活動

指導員の外部委託についてですが、東京都に回答をいただき、委員の皆様にはすでに資料を配布しておりますけれども、簡単に説明をさせていただきます。

資料1をご覧ください。東京都の部活動の民間委託について、平成29年度に都立高校1校に運動部活動7部を指定して、試行的に実施をしておられます。今後は規模の拡大等について検討中であるというご説明をいただきました。

現在、スポーツデータバンク株式会社に依頼をしておられるそうです。2016年からモデル事業として、杉並高等学校へプロコーチ派遣をスタートしておられます。

派遣されている人は実技指導だけでなく、生徒指導もでき、各方面から喜ばれているそうです。今年度からは部活動指導員としているため、教員の負担軽減につながっているということです。

指導時間・謝金等につきましてはそこに挙げているとおりです。かなりの金額だと思いますが、そういうことになっているという回答をいただきました。

来年度もスポーツデータバンクを利用して、部活動指導員の導入を考えているとのことでした。

このあとに別の質問がありましたので、もう一度問い合わせをさせていただき、杉並高校の顧問教員の配置、職務状況についてお聞きしました。顧問教員はこの部活動7部にはすべて配置をしており、部活動指導員が不在の場合は、その顧問教員が指導にあたっているとのことでした。大会引率については現在契約には入っていませんので、できないという回答いただきました。ただし、今後大会引率についても契約を検討していくというご回答をいただいております。

○会長

今、説明がありましたけれども、何かご意見やご質問等がありますでしょうか。

……………意見・質問なし……………

それでは、このことについてはこれで置かせていただきます。

続きまして、議事の2でございますガイドラインについてです。国のガイドライン骨子が示されたわけですが、これに対する検討事項について、事務局より説明をお願いいたします。

## **議事2**    **ガイドライン**

○事務局

1月16日に、国の第6回検討会議が行われました。これまでの議論を基に作成したガイドライン骨子が提示されました。これも既に委員さんには資料として送付をしております。

国は今月下旬のところでもう一度会議を予定しており、この骨子案を肉付け、修正したガイドライン素案について議論をする予定となっております。そこで出された意見も踏まえて、スポーツ庁は年度内にもガイドラインの内容を正式に決定する方針と聞いております。

資料2をご覧ください。A3の少し見にくいものではありますが、よろしく申し上げます。ガイドラ

イン検討事項として一覧表にしております。一番左側に国のガイドライン骨子案の抜粋、真ん中に国の検討委員会の委員さんの主な意見、右側に島根県版ガイドラインを作成するにあたって必要であると思われる検討の視点を載せております。

まず、左側のガイドライン骨子案についてですけれども、国の骨子案は、1. 前文、2. ガイドライン策定の趣旨等、3. ガイドラインの内容、4. 終わりに、の4部構成となっております。ガイドラインの内容については、さらに5つの部分に分けて記述がしてあります。国のガイドライン骨子案の細かい説明については省かせていただきたいと思います。

さらに次の別紙をご覧ください。島根県版ガイドラインのための検討の視点という形で、資料2の一番右側の部分を抜き出しております。今回の会議では、委員の皆様には別紙を参照に、これらの視点についてご意見をいただきたいと思っております。

少し見にくいですが、一番左側部分で塗りつぶしてあるのは、ガイドラインにおける文化部の取扱い、高校での取扱い、部活動指導員、活動時間や休業日の設定の部分で、今回の検討会の中でも特にご意見をいただきたいと思っている部分です。

また、右側の部活動指導員の資格についても塗りつぶしがしてありますが、これについてはあとの議題のところで意見をいただきたいと思っている部分です。

また、枠外に書いております島根県独自の内容も検討事項になるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、抜き出した部分の項目の説明をさせていただきます。まずは全体をとおしてというところですが、先ほども述べましたけれども、国のガイドライン骨子案は、前文も含め、運動部活動ということについてのものです。島根県版部活動のガイドラインとしては、部活動という観点からすると、文化部をどのように対応させていくことが必要かということを考えています。

運動部だけではなく、文化部も反映させるためのガイドラインとしてどうすべきかということをご意見いただきたいのですが、文化部活動について新しい情報があるようですので、ここから社会教育課のほうで少し情報提供していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

#### ○事務局

社会教育課でございます。よろしく願いいたします。

今まで文化庁のほうに色々お訊ねをしていたのですが、なかなか明快な回答がなかったのですけれども、今朝ほど連絡をしたところ、文化部のほうについても、来年度、国のほうで検討会みたいなものを立ち上げる予定にしていると。

その中で、ガイドライン的なものがあるのか、いらないのかということを検討していくと。作るかどうかまだ分からないと。検討をする必要があるかどうかということを検討していくというような情報を取ることができました。

本日の資料は、そういったものが出ないだろうと見越しておりましたので、県版ガイドラインも文化部を織り交ぜて作るような作業を保健体育課のほうと進めていたのですけれども、少し状況が変わってきているようなところがありますので、若干資料とそういったことで齟齬が出ますけれども、一応直近の情報としては国のほうでそのような動きがあるということが今朝方取れましたので、ご報告させていただきます。

○事務局

ということで、島根県版ガイドラインとしては、運動部と文化部を合わせたものというようには考えておりましたが、その点、急なことですけれども、ご意見は皆様方から伺いたいと思いますけれども、会長いかがでしょうか。

○会長

今、説明がありました。これまで運動部と文化部、そして科学部というのが本当はあったのですけれども、これは文化部に含まれていると思いますけれども、一緒にしたらどうかというような流れでしたけれども、今朝の話になりますけれども、文化庁のほうでこのような考えがあるということでございまして、今回、文化部についてここに含めるかどうかということですが、いかがでしょうか。委員さん、いかがでしょうか。考えがありましたら。

○委員

文化部については週に何回しかないとか、運動部と同じように毎週あったり、むしろ長時間やったりというようなことがありますので、一概には言えないのですけれども、やはり学校によってはその学校の売りであるような文化部につきまして、非常に深夜までやったり、コンクールの前は非常に長時間やったりということがありますが、ある程度の制度は必要だと思いますが、今すぐ運動部と同じように、統一的にというのが良いのかどうかという結論は出ません。

○会長

分かりました。急な話ですので、今どうこうできませんけれども、一応名前をそこに入れるかどうかは別にしまして、考え方として、そこに盛り込んだ形で検討させていただいて、県版のガイドラインを決定する折にそこをのをはっきりさせていくということでいかがでしょうか。

……………異議なし……………

それでは、前文のところを検討の視点としましては、文化部をどう対応させていくか、島根県ではあったのですけれども、そのほかは国のガイドラインの骨子を決めるときの委員の意見等もいくつかそこに出ておりますけれども、こういったことを踏まえて何か委員の中で、これだけは話題にしても

raitai to kai iu tokoro ga arimashita ra go iken o itadakitai to omoimasu ga, ikaga deshou ka.

○委員

運動部と文化部、すべてがマッチした形にはなかなか難しいとは思いますが、やはり部活動としての在り方ということになれば、足並みを揃えていける部分は、学校の中としては、「運動部はこうだ」、「文化部はこうだ」という部分も当然出てくるとは思うけれども、ある程度一つに括れるものは同一進行で進めていかれるほうが現場としては活動しやすいのかな、校内体制も整いやすいのかなとは思いますが、その辺りがすべて合致するというのは難しい問題があるかとは思いますが、私はそのように考えます。

○会長

先ほどの委員さんのこともありましたし、今、委員さんも出されましたので、当初の考えどおり、このまま少しまとめさせていただくと。それで、文化庁のほうは文化庁のほうとして、また今後の課題になりますので、それまでの期間がありますので、そこのところは、県の中では当初の案としてまとめさせていただくという方向でよろしいでしょうか。

……………異議なし……………

それでは、そのようにお考えください。

前文について、ほかに何かございますでしょうか。

……………質問・意見なし……………

それでは、概ねこれに沿った形ということでご理解いただいてよろしいでしょうか。

……………異議なし……………

それでは、2つ目の項目をよろしく申し上げます。

○事務局

ガイドライン策定の趣旨等についてです。国のガイドラインは中学校段階を対象とするガイドラインというようになっております。島根県版ガイドラインとしては、それでよろしいでしょうか。

それから、国のほうでは高等学校での取扱いは準用というようにしているようではございますけれども、国の会議のときにも委員さんの主な意見などがありましたけれども、反対の意見や賛成の意見などがありました。その点、島根県版についてはどのように考えていけば良いのか、ご意見をいただきたいと思っております。

また、平成14年に作られた島根県のガイドラインと申しますか、運動部活動の在り方について、5日制のときには小学校・中学校・高校というように別々に書いてありました。今日、小学校からも委

員さんに来ていただいておりますので、そういった点なども必要であるのかなと思っておりますが、ご意見をいただきたいと思っております。

#### ○会長

それでは、今の項目ですけれども、義務教育である中学校段階の運動部活動を主な対象にしているということが国のガイドラインにあります。ここで高等学校については「可能な限り準用し」ということになっておりますけれども、この扱いを県版ではどのように扱っていくかということでございますが、ご意見をお願いしたいと思っております。

特に高校関係の委員の方をお願いしたいところですが、いかがでしょうか。

#### ○委員

私は高校ではありませんが、中学校の立場でいうと、高校は「準用する」が良いと思います。むしろ小学校のスポ少と中学校の今度できるガイドラインがリンクしていないといけないと感じています。

最近の子どもたちは、社会的にも幼くなっていると言われておりますけれども、一番の原因の一つに、小学校中学年でのギャングエイジの時代がなくなった。つまり、学校から帰って塾やスポ少で、限られた枠の中で集団をつくるのです。駐車場で遊んだり、自分たちでルールを作ってやるような、発達課題上、非常に重要な時期をやっていないから遅れているという一説もあって、文科省でもその発達課題の問題が示されているところで、この辺りとこの間新聞に出ていた本県の体力の低下と非常に関係性があるように私は感じます。

今、松江市では、スポ少の活動時間について一応ガイドラインが出て、それに準じていますけれども、どこまで浸透しているか分かりませんが、どちらかという小学校と中学校のガイドラインがリンクして、高校になると精神的にも身体的にもかなり成熟しているので、この辺りは「準用する」くらいで良いのではないかという気はしています。私の個人的な考えです。

#### ○会長

今、委員から「高校は準用が良いのではないか。むしろ小学生段階でこの在り方についてとをリンクさせたほうが良いのではないか」ということですが、今回は部活動ということに限っていますので、そこところが非常に難しいわけですが、これがスポ少やそのような社会スポーツの在り方とか社会体育の在り方とか、こういったところのつなぎにはなかなか直接に結び付けないところがあるところではありますけれども、考え方の趣旨としてはそのような考え方が成り立つのではないかと思います。

ゴールデンエイジと言われている中・高学年に、どのくらいの運動が必要かとか、あるいはやりす

ぎな面があるのではないかと、色々意見が分かれるところではありますけれども、そういったところも一方では考えていかなければいけないと思います。

今日は的を絞って、部活動ということに限って、高校とのつながりの中で、このガイドラインが中学校を主にしながら高校とどのように関係させていくかという視点でご意見いただきたいと思いますが。

#### ○委員

もちろん基本的な考え方として、今回のガイドラインは高等学校も当然含めてのガイドラインだという理解で、今回の会には高校からも3名来ているというのは要するにそういうことですので、それは原則として良いと思います。

準用という言葉の意味というのは実は難しい言葉で、私も昔調べたことがあるのですが、準用というのは同等であるという。それをそのまま使うという意味もあるのですが、割と一般的には、できるところはそれを使うけれども、できないところは個別に対応するという、そのように受け取られる向きがあります。

どちらかという、ここで言われている国の座長まとめにある準用というのは、恐らく先ほど言った後者のほうの解釈ではないかと思います。基本的にはそれで良いと思いますが、ただ、「これは適用するけれども、これについては適用を柔軟に行う」、それはどこからどこまでの範囲でそれを設定するのかというのは、現実的に難しいような気がします。校長の判断に委ねるとすると、作るほうとしては楽なのですが、現場としてはどうなのかということがあります。

それから、私は高体連として参っておりますけれども、高体連としてどうなのかということも必要ですし、基本的にはある程度示してあげたほうが「学校によって実態が全然違うではないか」といった齟齬も起きませんし、学校運営上もやりやすい。あくまで理念的なものなのですが、そう思います。そうなると、高等学校での扱いは基本準用として良いと思います。

#### ○会長

私が先ほど高校の方と言いましたがみなさんご意見をお願いします。

#### ○委員

私も準用というのがどの程度のものなのかということがピンときませんので、先生がおっしゃったことで少し分かりました。

例えば下のほうに「何とかの部は何時間では無理だ」ということもありますけれども、中学校と高校で違いがあって然るべきものについては、「中学校はこのようにすべき」、「高校はこのようにすべき」というように別立てで書かれるようなところがあつたほうが分かりやすいのではないかと。共通す

る部分はもちろん共通できますけれども、そういう意味での準用ということであれば私は良いと思います。

○会長

今、委員さんからは、並記に近い形ですね。別々が良いところは別々に書いていく。共通性があるところは共通していくというようなご意見でしたけれども、先ほど委員さんがおっしゃったように、準用という言葉でやっていくと、確かに作るほうは良いかもしれませんが、実際にこちらを運用する側は、すべてが「校長の判断に委ねる」となれば、非常に校長の判断をしかねるところもあるかもしれません。

様々な意見を聞きながら、ここは県版のガイドラインの検討課題として取り上げたいと思いますので、あらゆる方面から色々なご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○委員

質問でもよろしいですか。国のガイドラインはわかるが県のガイドラインを作ったときに、私立高校がその範疇に入るかどうかはいかがでしょうか。

○会長

前回は話があったと思いますが、ここは事務局のほうに答えていただきます。

○事務局

情報提供はしようと思っております。

○委員

強制力はないということですね。その辺りの活動の格差とか、その辺りがよその校種なのですけれども、その辺りのことはどうなのかというのは少し感じる場所があります。

要するに中学校の保護者、あるいは子どもが高校を選ぶときの材料としないかとか、そのようなことも少し気になってはいます。

○会長

一番初めの会で教育監のほうから、「教育委員会の中でのこととして」というような話もあったと思いますけれども、ただ、これを島根県として作る場合、「公立だから」、「私学」だからというような枠組みをきちんと区分けしてできるかどうかですね。やはり島根県で育つ子どもたちにとってどうなのかという視点で見えていきますと、「島根県ではこういった指針を固めました」ということにな



れば、それなりに「こういったことが島根県ではあります」ということについては示していく必要があるのではないか。

全く歯止めがないと、今、委員さんがおっしゃったように、危惧するところは「片方ではこれだけやっているのに、片方だけは規制が入ってしまう」、「対等に競技できないのではないか」、このようなことを保護者は感じられる部分かと思えますけれども、そこにはなかなか制約力もありません。

それから、今回のガイドラインにしましても、どれだけ拘束力を持たせるか、こういったことも一方ではあろうかと思えます。

ほかにはいかがでしょう。高等学校の扱いについて、いかがお考えでしょうか。

#### ○委員

高文連という立場よりも、私は高校ですので、唯一体育課がある学校ということで、とにかくスポーツをしっかりとやって、上級学校にもつなげるような生徒もおります。

進路に関わってくる部分がありますので、ある程度の実績を挙げなければいけないという、教員も使命を持っているというところで、準用ということは良いのですけれども、あまりにも共通性を持たせると、非常にそこが逆に指導しづらいとか、実績を出しにくいということがあると思えます。

やはり最低限は、子どもたちの健康を害するような過度の時間というようなことは共通してセーブするべきだと思いますけれども、色々な指導の方法とかありますので、その辺りのところはある程度のゆとりといいますか、やはり校長が判断する部分というのも持たせないと、なかなか現実のところでは難しい部分もあるかなとは思えます。

#### ○委員

高校の立場ということで、今、意見が出ているように、私もある一方では教育委員会から指定されている重点指定種目、アスリート育成とか、そういった部分も抱えていますし、学校によってはある程度魅力化につなげていく部分も部活動は関係性を持っていますので、ある程度校長の裁量みたいなものが逆に幅広く生かせるほうが良いのではないかなというようには感じています。

最終的には学校のほうで色々判断しながらするのですけれども、恐らく私であれば「おたくの学校ではどのようにガイドラインをうまく運営上、活用しておられますか」という校長同士のやり取りをしながら、情報を得ながらやっていくというのも出てくると思えますので、あまり「これですよ」ということになってくると、逆に縛りがかかり過ぎてしまうところもありますので、競技力の向上やスポーツ普及の観点から考えれば、柔軟な対応ができる部分があるほうが良いかなというようには、高校現場では思います。

#### ○会長

中学校と高校と違うところ、そういった部分になるのかもしれませんが。島根県の場合、一方で競技力の向上をある程度高校の部活動に頼っているところがあり、今おっしゃったような強化指定校制度もあり、その中である程度の枠組みの中で縛られてしまうことについては、非常に現場としては問題もあるということだと思います。

その部分において、先ほど委員さんがおっしゃったような両方並記というようなこと、具体的な数値を示してしまうとすごく拘束力が出てくるのではないかと思います。今回のガイドラインの趣旨として、指導者の負担軽減や、あるいは生徒の活動量の過負担、こういった問題。「こういったところを十分考慮していく」というような文言でしっかりとセーブしていくことを踏まえた上で準用というようなところに持っていくと。このような考えであれば、ある程度この趣旨を生かしながら現場の裁量も見込めるということになろうかと思いますが、これは私個人の意見として言わせていただいております、このような考え方もあるのではないかと思います。

この場の委員の意見を基に、これからガイドラインの策定に入りますので、様々な視点からご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○委員

私も会長や委員のご意見に賛同したいと思います。色々な立場で、今、中体連の代理で来ていますが、色々な立場でお話をするかもしれません。

委員がおっしゃったように、やはり高校の魅力化、あるいは中学校から高校を目指すときに、「あの高校にこれをしに行きたいんだ」というようなことを中学生は考えています。そういった高校の特徴が見えたほうが中学校現場としてはありがたいなと思いますし、強化という面から見たら、今、島根県の伝統である、あるいはその学校の伝統であるような競技は強化継続をしなくてはいけない。そこに縛りをかけるとやはり難しいのではないかなと思っております。

中学校のガイドラインということはあったのですが、中学校には色々な特徴を持った生徒が入ってきます。ある生徒は中学校のときに全国大会で活躍したような、競技が成熟したような生徒が入ってきて、それに応じるような指導をしていくところも必要です。一方では、全くその競技に触れたことがなくて、一からやっていくような部活動もあります。そういう生徒・部活動が混在しています。

例えば吹奏楽部でいうと、音が出ない子は音を出すところから始めます。高校に入るとある程度の技術を持った、力を持った生徒が恐らく入学してくることが多いですので、その先をもう少し磨く、高めるところをがんばれば良いかなと思いますが、中学校は強化の部分と、それぞれの力を少しでも高めようとするところからやっていかなければいけません。

野球でいうと、ほとんどの子がスポ少でやってきた子が入るのですが、それでも局面に応じたそれぞれの練習をコツコツとやっていかないと、「2時間にしましょう」といったときに、3年生で

大会に出るために逆算していくと、やはり「このくらいはやってほしいな」ということを考えると、時間を制限するのはなかなか難しい面があるかなと思います。

同じように、例えば卓球ですと、今年の県大会でいうと、入学したての1年生が、女子は上位を独占しました。これはやはり競技をそれまでやってきた時間ではないかと思います。張本選手が注目されていますけれども、まさにあのような傾向が島根県でもあります。

一方では、中学校に入って初めてボールに触る子もいます。そういった生徒には「大会に出てがんばらせない」とか、達成感を味わわせようと思ったらある程度の技術とか、勝つ喜びなども教えなければいけない。そうすると、ガイドラインの時間をかなり言われると、現場でがんばろうとする教員の意欲も減ってくるのかなという感じがします。

意を尽くせませんが、私の学校はマックスを決めて、あるいは特別な場合も含めて、各部一律ではないときがあります。そういった対応をして部活動経営をしています。それが県全体で一律ができるのか、あるいはそういった個別ができるのかというのは、ガイドラインを作ることと少し反するかもしれませんが、柔軟な対応はしていく必要があるかなと私は思っています。

#### ○会長

今回、それでもって罰則規定というわけでもありませんけれども、ある程度規制はかけないと、きつい面があるのではないかということでのガイドラインでありますので、その融通性の部分は、やはり残す部分は必要かと思います。

確かに技術指導の中で、より時間をかけたほうがうまくなるのは確かだと思うのですが、「では、これだけで良いのか」という教育の面での問題も一方ではありまして、そのところの兼ね合いが非常に難しいところではないかと思います。

県版のガイドラインを策定するために、色々な意見があったほうがよろしいかと思います。どうぞ、ありましたらお願いします。

#### ○委員

質問ですが、このガイドラインを作られたら、先ほどの委員ではないのですけれども、小学校のほうにも当然配布されますよね。

#### ○事務局

その予定です。

#### ○委員

今の議題は高校の取扱いをどうするかということでもありますけれども、やはり先ほど委員が言われ

たように、小学校と中学校の差が非常に強いので、そういうことも加味してしっかりガイドラインを小学校のほうにも知らせていただいたり、ある意味、社会教育になるがスポ少のほうにも、できれば「ガイドラインが出た」ということを指導者を含めて、小学校も含めて、みんなが認識し合うとか、そういうことが非常に必要なのではないかなというように思います。

#### ○会長

委員さん方の気持ちは良く分かります。これとリンクさせていると思いますけれども、別の機会もまたあろうかと思いますが、保健体育課のほうで一括、こういった情報を集約していただいて、小学生の在り方にも、今回このような趣旨がガイドライン策定のときにあったということがわかると良いと思います。

したがって、今回基準を示すわけですけれども、小学生においてもこういった基準をこれからは準用ではないですけれども、参考にしながら何か策定をしていくほうが望ましいのではないかということも示していただきたいなと思います。

#### ○委員

小学校・中学校・高校、それぞれの子どもを中心に考えた場合、子どもたちの生活様式というか、例えば小学校は近所から登校してくる。中学校もそうなのですけれども、高校はやはり通学方法によって制約される時間が多かたりする部分もあると思いますので、負担感というのが一番キーワードになるのではないかなと思うのですが、その校種によって、子どもたちがどれだけ自分の使える時間があるかということでもまた変わってくると思うので、その辺りの負担感を加味されれば、ある程度の制約部分も出てくるのではないかと思います。あとは成長過程、その辺りも考えていくべきではないかなと思います。加味をされたら良いかなという気はします。

#### ○会長

国のガイドラインの中にも、効果的なトレーニングの仕方とか色々ありました。医科学をその中にいかに取り入れるかとありまして、例えば部活動が終わって、帰って食事をするのに時間が非常にかかる。大体、医科学的には「20分以内に炭水化物を摂れば非常にダメージが少ないですよ」というようなこともありますけれども、中学校・高校でそこまでやっているところは多分ないと思います。

県体協のスポーツ医学委員会の中ではそのような啓発をやっていますけれども、実際そういった準備がなかなかできないということもあり、これは一般的によくやりますよね。大会が終わったらすぐにゼリーとか、何かやっていますけれども、「ダメージを少なくするために、30分以内にそういったものを摂りましょう」ということが言われていますが、こういったことをどんどん取り入れていくということも一方ではあろうかと思いますが、余分なことでしたけれども。

ほかにこの問題についていかがでしょうか。

……………質問・意見なし……………

ここのところ、今回の項目でも大きい部分ですが、事務局はいかがですか。

それでは、次の項目へお願いします。

#### ○事務局

ガイドラインの内容についてというところで、1番目、適切な運営のための体制整備というところですが、指導者は毎月の活動計画及び活動実績を策定し、校長に提出することというようになっていきます。場合によっては教員の負担感につながるのではないかとということが考えられますが、記載内容等の検討が必要ではないかというように思っておりますが、これについてはなるべく簡素化したものでやっていただきたいような気持ちを持っております。

それから、適正な数の部の設置というように言われていますが、これもガイドラインに盛り込むようなことが書かれておりますけれども、各学校の適正な部の数というのは、どのように捉えられるのかなということをお聞きしたいと思って書いております。よろしくお願いします。

#### ○会長

この部分も体制整備をして非常に大きなところですが、今、事務局が示された視点、検討はいかがでしょうか。

#### ○委員

適正の数というのは、どこの高校の校長も考えているとは思いますが。色々顧問の負担とか、経験のある部活動をやったりということもありますし、部員の減少とか。

実際は、例えば部員が数年いないというようなことで「これは廃部にしようか」ということでやられているところが多いのではないかと思います。「まだ部員がいるのに」とか、希望する生徒たちがいるのに「廃部にしよう」とか、そういうことはほとんどないのではないかと思います。

というのは、やはり入ってくる生徒、在校している生徒たちの思いを叶えるといえますか、したい活動をしっかりやらせるということが基本だと思いますので、最初から決めるというのはなかなか、あった高校としては、先ほどの部活動を魅力として感じて入ってくる生徒、あるいは「この部活動があるから行っても良い」という生徒もおりますので、その辺りも学校の裁量で良いのではないかなという、一概に「この規模だからこう決める」ということは必要ないのではないかなと思います。

#### ○委員

まず、適正な数の部とこの設置であるとか、そのあとにガイドラインの原案に続いている「各部活

動の活動内容を把握し、必要に応じて指導・是正を図る」というのは、多分に理想的なもので、国としても「載せておかなければいけないから載せておこう」くらいのものではないかなど。こういう場でこういうことを言うのは不謹慎かもしれませんが、例えば数だけで決まるものではないし、サッカー部1つ創るのと、少人数の文化部を3つ創るのと、どちらが学校の負担が大きいかということ、例えばそのように考えてみると分かると思うのですが。

ただ、「部の数は、その学校にとって適正に」という文言があれば、地域に対して、あるいは保護者に対して、「今、これでは運営に無理があるから、適正な数の部ということを学校運営者としては整備しなさい」という文言があるから、これについては、例えば何年度をもって廃止の方向でいきます」ということが言いやすくなるのではないかと思います。

それからもう1つ。活動計画・活動実績というのは、どのくらいのクオリティのものと国が捉えているのか定かではありませんけれども、厳密にやられてしまいますと、これは教員にとってはかなりの負担になることは間違いないです。年間の活動計画というか、大会の日程などは、当然各部で基本示しますので、その結果がどうなったのかというのは、当然復命書等で校長はもらいますし、そういったもので、例えば準用することが可能であれば、綿密なそういう計画を作る部もあれば、例えばコンクールそのものが非常に少ない文化部等にあっては、まさに準用が適当であろうと思いますし、あまり両方の点ともガチガチに考えすぎないほうが、「理念としてきちんと意識しておくことが必要」くらいで良いのではないかなと思うのですけれども。

#### ○会長

指導者の負担感の話から、負担をまた増やすような話もありますが、今おっしゃった理想的なものからすれば、行き過ぎる面をどうチェックしていくかというところが主ではないかと思います。この方法として、現場がやりやすい方法はどうかという視点を持っていかないと、逆に負担が増えてしまって本末転倒になってしまいますので、この部分についてもある程度統一性を持たせるのかどうか、それぞれの現場にお任せするのかという視点も今後検討する必要があるかと思いますが、ここでもって厳しくし過ぎて、指導者のやる気も阻害してしまう、現場が非常にギスギスしてしまうというようなことがあっては本末転倒になろうかと思いますが、ここの扱いについては、今おっしゃったような、理念としてどこに狙いがあるのかということなどをしっかりと定めておいたほうがよろしいかと思います。

#### ○事務局

また、国のほうとも確認をして、どのくらいのものが必要なのかということ。それから、案としてこちらの計画であるとか実績とかの雛形であるとか、そういったものをまた考えたりということは検討していきたいなというようには思っております。

### ○会長

それから、適正な部の設置というのもありまして、これもまた何を意味するのか私は読んで分かりませんでした。このところは現場がしっかりと裁量してやっていって、子どもたちが少なくなるので、活動しやすいように、部員が確保できないといけないということかもしれませんけれども、意味があるかもしれません。

例えば私のところの大学ですけれども、今は2年間しかないので、去年あった部が来年なくなるということが結構ありまして、同好者が集まれば部ができる。いなくなれば廃部になるというのが繰り返されています。その中で、ある程度継続することもあります。これがいわゆる課外の部活動、元々は同好者の集まりとしての同好会ではないかと思いますが、これは中学校・高校には適用できませんので、先ほど委員さんがおっしゃったような、「ここにはこういった部があるので行きたい」というのもあるでしょうし、その中で学校経営の中として、そういったものがきちんと押さえられていると思いますので、ここを一概にクローズアップしてやるようなところでもないのかなと個人的には思っております。

### ○委員

私も、今、出されている意見にほぼ賛同ということで、やはり適正な数の部を上で決めて下という話は非常に馴染まないです。ただ、一方で現場から届いている声で、見直しが遅れているがゆえに、学校規模に比べて部活の数が多くて、例えば養護教員の方も顧問として出さなければいけないという声なども聞こえてきますので、ぜひそういう現場や地域の保護者の方を含めての話し合いが進むことを促すようなガイドラインの表現であっていただきたいなというように思います。

それから、提出文書等の教員の負担とありますけれども、国のガイドラインを見ましても、「教師の過度な負担にならない」とか、「教師の長時間勤務解消の観点から」ということで、アンケートをとりますと、中学校や高校の人でも5割・6割が勤務の負担の中で部活を挙げる方の数が出てきます。高校の魅力化ですとか、生徒が運動・文化の色々な活動に親しんでいくという教育的意義と認めながらですけれども、やはり実際に生身の人間が負担しているというワークライフバランス、この観点もぜひガイドラインの中で位置づけていただきたいと思います。

### ○会長

今日は時間が限られますので、一旦項目を見ていきます。そしてもう1回戻りますので、そのときに言い残しがあればお願いしたいと思います。

それでは、次の項目へお願いします。

○事務局

2番目、合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取り組みですが、教員について、部活動を見るにあたって、指導者の資格等が何か必要な部分があるかどうかということをお聞きしたいと思います。

○会長

教員の資格ですか。

○事務局

アンケートをとったときに、やはり部活動を見るにあたって、例えばバレーボールの指導の資格があるかないとか、そういう面で本県はなかなか少なかったですので、指導員ではなくて学校の先生方がそういう資格を取る必要があるのかどうかというところです。

○会長

分かりました。

実態はいかがでしょうか。

○委員

実際に我々が顧問を考えるときに、有資格者が必要だとか、「あなた取ってこい」というのは、多分今もこれからも絶対言えないと思います。だから外部指導者だったり、部活動指導員を外から来ていただいて、専門的な面はカバーしていただくというところにはいっていると思っていますので、教員に「副顧問でも良いから就いてくれ」というところで、委ねるときの理由は子どもの安全面。「技術指導ではなく、安全面やその辺りを部活動が終わるまで見ていてやってくれ」、「何かあったときはすぐ報告をしろ」とか、応急手当てが必要な場合は応急手当てをするとか、求めているのはこれくらいなところで、指導の専門性というのはなかなか求められない。例えば、「これから研修に出てきます」となったときの学校運営がまわらないかなという感じです。

○会長

現状として、中学校として、委員さんが把握する中で、この指導資格を持つか持たないかという把握はいかがですか。

○委員

大体、何を持っているかというのは書いて出してくれますから、そこで掌握しておりますけれども、



極めて少ないのが事実です。ただ、「小学校・中学校のときに自分は経験者だった」とか、そういうのは記述していないのですけれども、顧問を頼むときにあたって聞くと確認できるときはあります。「今、指導者の資格は持っていないけれども、一応自分は経験して、ノウハウは大体分かっている」というくらいの掌握はできます。

○会長

委員さん、高校は今のところいかがでしょうか。

○委員

今、言われるとおりののですけれども、これを課すということになると、研修に出かけるという日数、それから経済的なものがかかりますし、次の転勤先でそれが生かされるのかどうか。行く先々で新たな資格をどんどん課していくという、これもまた本来どうなのかなと思いますし、ここでもし問うのであれば、例えば日体協が「資格がないとチームのコーチ、若しくは監督になれないよ」というようなケースで、国体参加や全中であるとか、インターハイであるとかということになればまた別な話でしょうけれども、ここでいう部活動の顧問となつての資格というものが、あったことに越したことはないでしょうけれども、それをまとめるのは現場としては負担をさらに、「あなたにはこれを受けてもらわないと困るよ」ということはなかなか難しい。あるいは、その時間と経費を負担するという話にもなってきますので。

それぞれの競技団体であるとか、競技の専門部のほうで、例えば指導者研修会を開かれたときに、競技に精通していない顧問については、「研修会に出て、色々勉強してください」とか、安全対策であるとか、または「技術の向上に向けた研修会を開かれたときに参加してください」という形で育成していくということはあっても良いかとは思いますが、資格として求めることはなかなかできない話だなと思います。

○会長

ほかはいかがでしょう。

○委員

そもそも国は、合理的かつ効率的・効果的な活動を推進するために、顧問の専門性を高めようと、要するにそのように言っているわけですね。顧問が競技に対する高い専門性、そういう資格を取るなどして有していれば、合理的かつ効率的・効果的な活動が実践できるから、結果的に楽になる。そういう理屈ですね。これはとても理屈が先行した考え方、論理が飛躍しているものだと思います。

この座長まとめというのがその典型的なもので、座長まとめのところにそういうことが書いてある

のですけれども、資格を取りやすくするようにする、スポーツ庁が後援する、お金を出すとか、そういうことをやってくださるのは大変結構なのですけれども、それをすべての教員に課すという意味ではなくて、例えば現実的には、そういう専門性を高めたいというように、非常に意欲的な、それを負担に感じない顧問がいれば、それをバックアップしてもらおう。それは良いのだけれども、これを義務的にどうのこうのというのは論外だと私は思います。

#### ○委員

同じようなことなのですけれども、部活動指導員の制度と教員の指導者資格を、これは顧問にあたったら全員に取らせるという意味なのかなと思ったので、それが趣旨に反するような気がしているのです。その辺りがおかしいなど。

先ほど言われたように、私も教員になっていきなり柔道部を持たされて、指導の経験も当然ないですし、大してやったこともない。知らないので研修に出たことがあるのですが、そういうのはありがたいなと思いますけれども。

ですから、「もっと資格が取りたい」という教員が積極的に行ってもらえる制度なら良いかなと思います。

#### ○会長

部活動指導員もそれを補う形で創設されるわけですので、ぜひ今のご意見を中心にまとめていただければと思います。

それでは、次の項目をお願いします。

#### ○事務局

3番目の適切な休養日等の設定についてですけれども、設定内容について、先ほど中学校をメインにして高校を準用ということにもなりますけれども、一応、休養日の設定についての確認、書いてあることの確認ですが、学期中は週当たり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日。土曜日・日曜日は少なくとも1日以上休日。それから長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるように、ある程度長期間の休養期間・オフシーズンを設ける。1日の活動時間は長くとも平日で2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行うということが盛り込まれております。

これにつきましては、先ほど高校では準用というような形、あとは校長先生の判断に委ねるということがありましたけれども、これは県のガイドラインとして、そのまま受け止めてよろしいかどうかというところになるかと思いますが、いかがでしょうか。

○会長

今回、国のガイドラインは中学校をターゲットにしてやっているわけですがけれども、中学校として、今回のガイドラインに示された日数・時間等をどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○委員

個人的に言えば、私が指導していた運動部では適正だと思っております。ただ、これも先ほど言ったように、競技によって習得時間や、今、持っている子どもたちの能力や経験時間などが全く異なりますので、さらに「時間がほしい」という部活もあるだろうし、「これでもできる」という競技もあるのではないかなど。

私は短時間で休養日を設けたほうが、その部活動は活性化して強くなると思っております。ですがけれども、そうでない部活もあることも承知いただきたいなと思っております。

○委員

私もこの活動時間については概ねこのような感じかなというイメージを持ったのですがけれども、中学校の場合は、ほとんど日没の時間に合わせて完全下校というのを決めておられると思います。

そうしますと、冬場等は恐らく普通でも2時間は練習できないのではないかなど。夏場の日が高いときに2時間を超えて3時間くらいになることがあるかもしれないのですがけれども、概ね平均すればこのくらいかなというような気がします。

ただ、休日については、3時間では少し厳しいなというところが運動部によってはあるだろうと。4時間くらいは必要かなというところが出てくるということがあります。

体育館等の部活ですと、使える日と使えない日が交互にありますから、バスケットとバレーが使ったら、次は卓球と違う部活みたいな格好で、体育館を毎日使えないという部もあって、そういう意味では、練習時間的には競技によってかなり差はあるかもしれないのですがけれども、平日2時間くらいというのが妥当かなという気がします。

問題はやはり土日の練習、あるいは長期休業中の練習をどうするかということと、特に土日の練習につきましても、先生の負担が休みになれば軽減できますので、やはりどちらか一方が休みというほうが望ましいのかなと思います。

○会長

国のガイドラインでは、ウィークデイで1日、ウィークエンドに1日ということも示されておりますが、あとは長期休業中のことも触れてはいるのですがけれども、現場にどのように反映させていくか

ということになろうかと思いますが。

これから策定する中で、色々なご意見をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

#### ○委員

まず、拘束力がどのくらいあるかというところがあると思います。実際、先ほど言われたように、今、冬場は早く帰すと45分くらいしか活動時間がない状況です。夏場でも3時間はないので、大体多くて2時間です。多分、松江市内の学校のほとんどが週に1回は休みにします。傾向としては職員会議のある月曜日が多いのですが、その月曜日は職員会議があつて顧問が付けられないから休みという点と、もう1つは土日の活動の休養日としての月曜日という意味も含んでいる。

しかも松江市は、しまね家庭の日として、第3日曜日は必ず休みとしていて、これにプラス土日のどちらか1日を休みにするというところに拘束力があるとなると、競技によっては多少しんどいところがあるのではないかなと。

私はバスケットなのですけれども、バスケットで休日3時間あつて、平日に2時間あればもう十分。週1回休んでも十分だと思います。子どもたちの体を使ったあとの休日というのは、逆に筋が戻っていくので、そういう意味でも必要なことかなと思いますが、先ほど言われた子どもたちの習熟という面で、どこまで目指すかなのですけれども、それによっては、時間をかけないとなかなか基本のところまで持っていけないという、こういうスポーツもあるのは事実で、ですから、最終的に拘束力がどこまであるかなのですけれども、今、県内全部そうではないですよ。週1日の平日休みというのは。

#### ○委員

ほぼ月曜日が休みではないかと思います。

#### ○委員

そういう傾向があるのですか。書きぶり、拘束力、この辺りで校長がどのように判断するか。ここにも書いてありましたが、校長だけの責任にしないで、市町村などがどれだけバックアップするかとあつたのですけれども、これも含めて雪の多いところ、山間部などはほとんど活動できなくて早く帰るわけです。冬場はほとんど活動できないなど、島根県の場合は地域によっての差が出てくる。その辺りも考慮する要素はあるかなと思います。

#### ○会長

このところは、私も初めは色々場面想定をして、例えば大会が近いとか、今みたいにシーズンオフになっているとか、色々あろうかと思います。それから次の大会、中国大会や全国大会があるとは思いますが、それから場所の問題。松江市内辺りは体育館の中で複数の部がごちゃごちゃしていてフ

ルに使えるので、土日を使っていくということもあろうかと思いますが、そういったことも含めて柔軟に対応できる、しかも、今回の一番の視点になっている子どもの負担過多、それから指導者のほうの負担過多をどう補っていくかというところがうまく融合していけば、色々な考え方ができるのではないかと考えておりますが、一応今回は、国のほうも「基準とする」ということで設けていますので、裁量はあろうかと思いますが、国の中で今の項目の下のところ、一番下から2つ目のぼつ、「校長は」というところがありますが、各運動部の休養日及び活動時間を設定し、公表するとともにその運用を徹底する」というような文言が書いてありまして、「公表する」というのがここに入っているのです。

ある程度、「この部は週何回、何時間くらいやって」ということを公表するということがあります、こここのところの表現をどうしていくかということになろうかと思えます。

今の発言のあった趣旨が生きていけば県版になるのかなと思うのですが、もう少しこのところでご意見いただきたいと思うのですが。

#### ○委員

文化部、運動部も活動状況は違うのですけれども、例えば運動部であれば休養日があったり、準備期があったり、鍛錬期があったり、試合期があって、シーズンシーズンで色々変わってくると思えます。

運動部の場合、高校生の場合は全国大会が2回。中国大会2回。そしてそれに加えた国民体育大会の全国が1つ、それから中国ブロックが1つという、こういう大きな大会を目指していくわけなのですが、その中で考えていくと、シーズンというのは大体限定されてきますので、そのときに試合期に入ってくると、当然活動時間は長くなってきますので、保護者の理解も含めて、「こういう形でやっていきます」ということでご理解いただきながら進めていく。

要するに、本人のコンディションであるとか試合のスケジュールとか、それから先ほど出ていました活動環境、ずいぶん変わってきますので、施設が限られていますから、そのように考えると、「適正な指導者として、生徒のコンディションを考えた休養をきちんと与えながら技術の向上を目指す」という書きぶりのほうが良いのかなと思っていますし、文化部についても、体力的には負担はないにせよ、うまくならなければいけないのにうまくできないために、すごく精神的なストレスがかかってきますので、そういう意味でも、指導者としては今の現状を把握しながら、どう子どもに支援・指導していくのかというのは一概に1つに括れないので、それは専門性を持った顧問がいれば一番良いのですけれども、生徒とのやり取りをしながら、適正に休養日を与えながらやっていく。

原則論、例えば今おっしゃったように、土日に鍛錬をして月曜日に休養を取るという、循環としては基準はあって良いと思うのですが、基本的にそうになっているとは思いますが。しかし、子どもは学校に来て勉強しますので、回復するために家で休んでいるわけではないので、そういう意味

では、うまくコンディションを見ながらという形でできるような書きぶりをしていただければ良いのかなと思います。

○会長

ほかにご意見はいかがでしょうか。

中学校では月曜日の休みが大体多いという話でしたけれども、土日の場合はいかがでしょうか。

○委員

やらない部もあります。中学校は多分どこもだと思いますけれども、中体連の大会の前、1週間くらい前になると強化週間というのを設けて、練習時間を確保するという週間を設けて、当然保護者の方に文書を出したり、部活ごとの説明をして、送り迎えが必要になってくる場合もあるので、そうやって延ばすときはありますが、その分シーズンオフになると、ほとんど実際には活動ができない、休みが多くなるという部もあります。これも部によってバランスは一律ではないという状況です。

○会長

その状況に応じて計画をしっかりと立てていきながら、子どもの負担軽減や過度にならないこと、教員や指導者の負担も加味しながらやっていくという、そういったところを計画に落としとしていく、公表していくということですね。

○委員

高校の場合、中学校もそうなのでしょうけれども、学期ごとに定期考査がありますので、試験前になると、部活動は当然させません。勉強に励んでもらう。そういうことも考えると、ある程度休養はうまく回っていくのではないかと思うのですが。

○委員

高校の場合、顧問もそういうところを考えていて、うちの学校でも全部調べたのですがけれども、ほぼ全部、週に1回は平日、土日とも休みの部もあるが、週に1回は休養日を作って、ただ、自主的な練習をする生徒は若干おりますけれども、基本的に部全体としての活動というのは、週に1回は休みの日を作っておりますし、基本的には保護者の理解を得ながら休養日を取って指導はしております。

ただ、土日はやはり遠征とか、そういうところが多くなってきますので、部活動としては稼ぎどきといえますか、そういう部分もあると思いますので、土日は1日どちらか休養というのは少し厳しいかなという感じですか。

## ○委員

中学校の場合、土日に活動して月曜日は休みにするというので、生徒のほうの休養ということではある程度担保できるだろうと思うのですが、そうすると、土日に顧問が出て、準勤務のような格好で練習をする。特に土曜日・日曜日・長期の休業というのは、体育館等が午前・午後にしても一番使えるので、どうしてもそういうところに出て練習をするということになりがちだと思うのですが、学校の先生のほうは土日も出て、月曜日でも当然勤務ということになると、ずっと延べで勤務をするような格好になります。

そういうことがあって、島根県での調査の中でも「超過勤務の時間が多い」ということがあるのではないかと思います。特に中学校の場合は、島根県の場合も100人を割る生徒数の学校が4割を超えていると思います、中学校でも。恐らく1つの部に1人の顧問しか付けられないという状況がかなりあって、代わりに出してもらおうということができないのです。2人顧問がいれば交代交代でということも可能だと思うのですが、その辺りのところが高校とは違うのかなというように思います。

そういった意味では、中学校のほうは、ある程度セーブをかけないと苦しい部分があるのかなというように感じています。

## ○委員

高等学校現場で活動時間、それから休養日をどうするかということについて、基本準用ですので、どこまで守るかという話も出てきますが、現実的に例えば活動時間で見ると、恐らくどこの学校でも平日2時間というのは、例えば普通高校辺りであれば現実的にそれくらい、それプラス少しくらいなものですが、なかなか休業日3時間というのは、せっかく遠くから学校に出てくるのもったいないなど、多分そういう感覚がほとんどだと思います。ただ、3時間くらいで終わる部活もあります。

あと、休養日なのですが、平日・週末合わせて週2日というのはなかなか現実的にしんどいなというのは、これも現実だと思います。ただ、先ほど委員がおっしゃったように、週1日の休養日設定というのを、できれば週末・土日という目標といいますか、それはやはり教員の負担軽減という点からも、生徒の疲労が蓄積しないという観点からも、目標として挙げることはやはり必要かなと思います。

あと、少し話がずれますが、資料2のところで、「しまね家庭の日についてはどうするか」というのがさらりと書いてありますけれども、私、しまね家庭の日、毎月第3日曜日は中学校の部活は一切やらないということが行われているということを経年前に初めて知りまして、とても素敵な制度だなと思って、今、勤める高等学校で「そういうことができないか」と実は検討させましたが、「無理」というのが最終的な結論で、例えば「一斉休業というのはシンボリックで良いね」というような賛成も多かったのですが、具体的にいうとサッカーとブラスバンドはだめでした。

サッカーは、休業日が取れそうな日に地域でリーグ戦を設定していて、これがかなり盛んに行われていて、それが大体第3日曜にあるので「だめです」というのが一つ。それからプラスバンドは、一番大きいのは県のコンクールの直前が7月の終わりにあるのですが、「第3はだめでしょ」という話がある。そのように各部の事情があるので、シンボリックな一斉休業というのを高校に持ってくるのは難しい。

ただ、そういう学校ごとに一斉休業日を月に1回くらい設けるというチャレンジは続けてみようかなと思っています。趣旨については教員は割と納得していましたので、部活動顧問会というのをわざわざ開いてもらって、私は参加せずに、そこで自由に意見を言うというような会をもったのですが、関心は持っていますので、そういうところも進めてみたいと思います。

何度も申しますが、家庭の日をわざわざマストの休養日にというのは難しいと思います。

○会長

しまね家庭の日を少し説明していただけますか。

○事務局

青少年育成協議会のところでそういった取り組みがなされていて、私も最近といいますか、現場にいるときに中学校の先生から聞いておまして、「家庭に帰って家族で過ごしましょう」とか、「家族でどこかに旅行に行ったりすると、色々なイベントでサービスします」ということが書かれていたと思います。

それから、「仕事をしておられる保護者の方も、一緒に子どもたちと過ごしましょう」という理念だったと思います。

○会長

これは小・中・高ということですか。

○委員

小学校や中学校は「この日に何をしましたか」という調査がきます。私は幼稚園長も兼務しておりますけれども、例えば親子の参観日をこのころにもってくるという形をして、できるだけ周知をされるように現場にはいつているはずなのですが。

○委員

中学校は、校長会で全県でやろうとしていますが、温度差があります。松江はかなり厳しくやっていて、先ほどあったように第3日曜日に大会が入ったときは校長会で協議をして、絶対に出なければ



いけないものかどうかを審議して、校長会の許可でやって良しと。そのハードルをまたがなければ実施ができない。

基本的に保護者も知っていて、「この日になぜ入りますか」と言ったら、きちんと説明ができるようにして、そこを家族旅行の日に決められたりする場合があります。それは松江市内の中学校はほぼやっていて、ですから、大体教員は第3日曜は休める。その担保があると、教員は結構楽だと。そして、よそがやっているのにうちだけやらないということができない。少し切ないのですけれども、教員の声はそうなのです。

ですから、学校が一斉にこの日は行事や部活がないとか、松江市内は一斉にこの日はないと分かっていると、本当に休めるというのは、今、松江市内の教員にとって、第3日曜日はそういう日になっています。

#### ○委員

私はこのガイドラインを見ながら、29年度の調査をされた結果がどのように反映されていくかなという、せっかく調査されたのですから、それを反映すべきだなというのがここでの意見です。

今のところで、どうも話を聞いていると、現状の感じでいけるのではないかということなので、特にこのガイドラインにおいて、休養日等の変更はしなくても良いのではないかというような意見ではないかと思うのですが、それなりの対応もされているということです。

しかし、教員の部活動に関する悩み等を見ると、最も多いのが「自身のワークライフバランス」や「自身の心身の疲労・休息不足」、そういうのが挙がっているので、この調査の結果と今の適切な休養日の設定ということは、何かの縛りというものも作ることも一つの考えではないかなと思いました。

#### ○委員

先ほど、中学校では1つの部に1人の顧問なので、土日に出ると休みが取れないというお話がありました。高校も似たような状況でして、表の上では1つの部に複数の顧問の名前がありますが、逆に1人の教員が複数の部に関わっているという場合もありまして、ある週の土日に運動部の大会で出勤をした。翌週、その部は土日お休みにするのですけれども、今度は別の文化部の大会があって、結局2週連続して土日に出勤だったというような例も聞いております。

適正な数の部というのが最初に出ましたけれども、教員の立場でいうと、部活動指導にどのくらい関わらなければいけないかということで、1つの部の活動時間というのが今の話なのですけれども、それと関わる部の数ということも関わってきますので、単純に数字ではめると難しくなるのですけれども、「総量で教員側の負担を軽減していきましょう」という方向性をトータルで示してもらいたいなということは思います。

○会長

今回のガイドラインの基本のところには、子どもたちの負担の問題と指導者側の負担というのがありますので、ここのところに必ずつながっていなければいけないと思います。ここのところは策定する上で、必ずそこに触れていかなければいけないところではないかと思っております。

はい、どうぞ。

○委員

この国のガイドラインのつくりを見ますと、やはり都道府県・学校設置者・校長というように、縦のラインで決めて公表して、ある程度縛りをかけてやるというつくりになっています。

先ほど委員や委員から出たように、現場の問題が出ているのですけれども、片方で私たちが現場の声を聞きますと、やはり現場の中での話し合いが、ガイドラインの書きぶりで進まないということがあってもいけないと思います。

そういう点では、ある程度の理念を示しながら、先ほど出たように総量的なものでも良いのですけれども、とにかく現場での話し合い、これが進んでいくということを後押しするようなガイドラインをぜひお願いしたいと思います。

○委員

しまね家庭の日の休養日に設定するべきかということですが、私は設定するべきだと思っています。ただ、先ほどあったように、例外として、例えば7月の第3日曜日、吹奏楽は県大会の前のステージ練習を兼ねたような吹奏楽祭というのが毎年入ります。その上に県総体の1週間前ですので、ここでは各部はやりたがる。今年はサッカーの県総体も入りましたので、ここは例外でした。それから8月の第3が、たまに全中と重なることがあります。この2ヵ月については例外として、出雲市も概ねしまね家庭の日は休みにするという事で統一していると思っています。

それから、土日のことがあったのですけれども、普通の練習もですけれども、ここに練習試合、あるいは連盟や協会の大会が入ることが多いです。色々な付き合いがあるので、なかなか断れないという顧問のしがらみといったものがあるのではないかと思います。「うちも今度は来てもらわないといけないから、行かないといけない」とか、そういうことが土日のところで行われているのではないかなと思いますので、本当は休ませてあげたいし、休みたいと思っていますけれども、色々なところでやらざるを得ないというところもあるのではないかと思います。

○会長

今、例外のことが出ましたけれども、やはり例外はあろうかと思いますが、そのときにどうするかというような手立てを示しておくことが大事ではないかと個人的に思います。

例えば、「今年の日には、こういったことがある」ということを事前に周知する必要があるかと思いますが。「その代替えとして、ここをこうします」ということもついていけば納得はされると思います。

それから、土日の練習試合の件についても、これも例外的な措置とした場合、やはりそこにはある程度の規制が入らないとなし崩しになってしまうと思います。やはりこの扱いをどこがどのようにコントロールしていくかというのが今回の課題の一つではないかと思いますが。こういったことが把握できていればまだ良いのですが、全く把握していないということもあるというようなことも聞いておりました、そのことが子どもたちの負担、あるいは指導者の負担にもつながっているということになっていると思いますので、この把握とともに、それをどのように措置していくかということについても触れる必要があるのではないかと思います。

このことについて、何か付け加えることはありますか。

……………質問・意見なし……………

あと3つほどありますので、少し急がせていただきます。それでは、次をお願いします。

○事務局

4番のところ、生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備というところですが、スポーツ環境のことについてのことが記載されています。文化系についてはどのような取扱いというように書いておられますが、ここについては事務局で考えさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

……………異議なし……………

それから、5番目のところで、学校単位で参加する大会等の見直しということで、国の検討会では全国中体連からの回答が挙げられています。県のほうとしまして、小体連・中体連・高体連・高文連から、こういったことで意見を伺いたいと思います。

全国中体連の回答とすると、複数校合同チームの全国大会参加はすでに取り組んでおられる。部活動指導員の引率・監督は、次年度の夏の大会から認めていく方向である。地域スポーツクラブとの連携で、部活動も取り組む事例があるということですが、簡単にご意見をいただければと思います。

○会長

これは学校単位ではなくて、総合してやる大会のことですか。

○事務局

はい。

○会長

これはここで結論が出ますかね。

○事務局

またにします。

○会長

今、事務局の指定がありました中体連・高体連・高文連の意見を伺いたいということですが、いかがでしょうか。

○委員

中体連ですが、すでに合同チームでの大会参加は、日本中体連の規約に従って行われております。特に島根県西部の学校は、多くの学校がそういう形で大会参加をしておりますが、これに関わる問題も付随して起きていることも事実です。

それから、来年度の最初のところで提案をしようと思っておりますが、今、島根県中体連では、現在の県総体の在り方、あるいは県総体予選の在り方、中体連が主催する大会の在り方を抜本的に見直すということを考えております。

生徒数が約4割減っていますので、そういったところで大会運営や予選会の方法が、従来どおりでいくとなかなかできなくなってきております。そういったところで見直しにかかる2年間が始まりますので、ご承知おきください。

○委員

高体連ですが、生徒減に伴って、これは大昔の話ですけれども、かつて生徒が多かった時代は、各地区の新人戦にしても総体にしても、予選をやった上で本大会があるという形、今の中学校の県総体の形でやっていたけれども、今は一部東西部に予選が分かれることがありますけれども、一発大会ですので、これに関しての大会の統合というのはもうすでに終わっていますということです。

それとは別に、検討の視点に「学校単位で参加する大会等の見直し」とあるのですが、これは高体連としてやっている大会以上に、様々な大会がこここのところ出現しておりまして、特にJOCがやっていらっしゃるジュニアオリンピックカップ関係のものが非常に増えていて、これは力のある生徒が個人で参加するものなので、けれども、「そんなにたくさんの生徒には関わりがないのではないか」という部分もありますが、「それはなかなか断れない」とあるとか、あるいは各連盟の主催する大会というのも、かなりバラエティに富んでいるところがあって、その都度「この大会に参加して良いですか」というのが校長まで上がってきて、検討を進めているところです。一部、「これは学校としての参加は認められない」というのもありました。

ただ、それも「保護者の責任で連れて行きます」ということになっているので、生徒にとっての負担軽減に全然になっていないという実態もありますが、ここもチェックというか、各学校では進めていただかなければならないと思いますが、なかなか高体連として動くというのは、現実的に難しい状況にはあります。

それから、大会日程についても意見を伺いたいというのがありましたが、これは良いのですか。

#### ○委員

高文連につきましても、高文連が主催するような大会というのは各学校で参加されていると思うのですが、そのほかのものにつきましては、例えば合唱だったら福島のほうが主催するようなものもあったり、色々なものがあって、それは今のところ各学校で出るべきかどうかというのを職員会議等に諮って、ここで判断してもらっているという状況。なかなか高文連全体として「それをどうしましょう」というところまでは手が回っていないかなとは思いますが。

#### ○事務局

先ほど委員からありました大会の日程等のこと、1つ前のところですが。

#### ○委員

曜日設定ということですか。それとも、いつ県の大会を設定するかは、高等学校の場合、これは中学校もそうでしょうけれども、上位大会の日程を踏まえた日程の設定に当然なっているわけで、全国大会がいつあるのか、中国大会がいつあるのか、それをいつまでにやれば良いのかということをやっていますので、全国统一で全競技が行われるのはインターハイだけですので、それ以外の、例えば全国選抜ですとか、各競技の春の中国大会、中国新人戦などというのは、会場確保の問題や各県の事情もあってバラバラです。その競技ごとには大体時期は固定しているのですが、全競技の中で見るとバラバラです。そこを動かすとなると、動かす必要もないかなと思っていますけれども、そういう日程です。

あともう1つ。日程というのは多分曜日設定のことではないかと思いますが、これは一学校での話ですが、私の勤める学校でも、教員と曜日のことについて意見を交換したことがあります。「日曜日に大会があると、さすがに月曜日は疲れる」と。これは教員だけではなくて生徒もやはり疲れるということがあるのですが、現実としては、土日大会を行っている例が非常に多いです。かつては、もう10年位前だと思えるのですが、終了日を土曜終了・日曜終了のどちらでも良いようにしていたらしいのです。ですから日曜を空けて、1日置いて月曜日から生徒も教員も学校に出ていたのですが、ただ、当時の校長会からの要請で、「学習時間を確保するために、その生徒が平日もう1日削られるのはたまらないので、できるだけ土日に開催してくれ」という要請をして、それを受け

て高体連も「土曜終了でも日曜終了でも、どちらでも良い」ではなくて、何となく「基本、日曜終了だよ」 という流れになったそうです。

今の流れだと、土曜終了にそれほど反対がくとも思えません。明日、県の校長会がありますけれども、そこで情報提供してみようと思っています。土日で大会をやれば、金曜日は大体移動日ですので、学校に出ない日が1日で済むのですけれども、土曜日で終了するとなると、大会が2日の場合は授業が2日潰れることとなります。これはこれで問題はありますが。

それからもう一つ。そうは言っても、日曜日に競技があって、どうしても大会日程を組まなければいけないという部もあります。審判を確保するという関係で、逆に専門性の高い競技では、教員では審判ができない競技がいくつかあります。そういう競技は、「土日だから日程が取れますよ」という民間の方が多くいるものですから、土日で設定せざるを得ない、そういう問題もあります。

曜日について、日曜日はできるだけ外すという、そういう趣旨については良いことだと思います。今、県の総体でも、基本後期総体は日曜を外すというようにやっていますので、基本的な考え方としては良いと思います。

○会長

多分大会日程は、この曜日設定の話だと思いますが、中学校はいかがですか。少し時間がないので、端的にお願いしたいと思います。

○委員

県総体については、先ほど高体連からあったように、土日の審判確保ということで、土日を含むところが多いのですが、それ以外の中体連の大会は、基本的に平日にやっています。なかなか授業時間が確保できにくいです。

○会長

高文連はいかがですか。

○委員

色々な部があって全部は把握していないですけれども、例えば吹奏楽や合唱などは、小・中も一緒にそこで大会をやりますので、大体土日の2日間、小・中とか大編成とか分けてやりますので、高校としてはどちらかに出る。大会自体は1日で終わるという形にはなっています。

○会長

この設定も、やはり審判の確保や大会運営のこともありますでしょうし、一方では生徒の負担のこ

ともありますでしょうし、設定は色々な考え方があると思いますので、またこのところを取扱いお願いします。

それでは、次の項目をお願いします。

#### ○事務局

終わりにというところですが、運動部活動に特化したことでありますけれども、地域スポーツクラブへの移行が可能であるかということですが、事務局の考えとしますと、やはり先ほどもありました部活動が大きな役割を担っているということもありますので、なかなか難しいのではないかなというように思っております。ここの書きぶり等につきましても、こちらで考えさせていただきたいと思えます。

#### ○会長

このことに関して、何かございますでしょうか。

……………質問・意見なし……………

今、運動部活動と地域スポーツクラブが一緒になってやっているという例があれば良いのかもしれませんが、特にその学校に競技種目がなくて地域のそのような活動に参加して、大会には学校で出ていくということも一方ではあろうかと思えます。このような設定をどのように考えていくかということも現在あろうかと思えます。

それから、地域のスポーツクラブが島根県でどのくらい受け入れができるのかということもあろうかと思えます。ただ、民間での取り組み、こういったこともあろうかと思えますし、競技の場、施設関係で地域に出なければ、あるいは民間のところに行かないとできないということもあろうかと思えますので、こういったところと部の関係がどうなるかということが今後の話題になろうかと思えます。

#### ○事務局

それから、その下のアスリート育成についても、またこちらで考えていきたいと思えます。

その他ですが、島根県版ガイドラインとして考えておくべきことを端的に申し上げます。

設置部活動以外の生徒引率についてですけれども、これはアンケートをとりましたけれども、学校で担当を決めて大会引率をしている中学校・高校はおおよそ 35%。顧問教員でないのにも関わらず、引率をしなければならぬ負担軽減というのがあるかなということですが、ただ、大会によっては、今の現状でいきますと、学校の教職員が引率しなければいけないということもありますので、これもなかなか難しい問題で、各学校で検討してもらうことかとは思いますが、中には保護者が行くというようなこともありますけれども、そのことを織り込むということではないのですけれども、また何らか

の形で検討しなければいけないのかなと思ってここで挙げさせていただきました。

○会長

このガイドラインについては、時間の関係上、ここで置かせていただきます。

それでは、次の部活動指導員について、資料3・4・5のところですが、スケジュールまでお願いします。

### **議事3・4** 部活動指導員・今後のスケジュール

○事務局

部活動指導員の派遣の状況については資料3をご覧ください。各都道府県の部活動指導員の導入についての状況です。

富山県が実施された調査で、公表しても良いということで、加工はしておりますが出させていただきます。中学校では37都道府県、高校では25都道府県が来年度から部活動指導員を配置予定としておられます。配置に向けては、まだ現在でも検討中という県が多いというのが現状であるということをご報告しておきます。

続きまして、資料4をご覧ください。来年度から実施します部活動地域指導者活用支援事業、本県のものについて説明をさせていただきます。

1番目。まずは事業の概要ですが、専門的な指導者がいない中学校、県立学校の部活動において、実技指導力を備えた地域の社会人指導者の活用を支援することとしております。

2番目。事業の効果としては部活動の活性化、先ほども出ておりますが、教員の働き方改革につながるものと期待しております。

3番目の事業のスキームについて説明をさせていただきます。県は来年度から部活動指導員と地域指導者の両方の派遣を考えております。国においては、「学校設置者は、身分・任用・職務・災害補償・服務等に関する事項等、必要な事項を定めた部活動指導員に関する規則等を策定すること」というようにしておりますので、県もですが、市町村立中学校についても部活動指導員の制度について、市町村で考えていただくこととなります。また、部活動指導員だけではなくて、現行も行っております地域指導者についても、今までは県が制度設計をしていたものを市町村にお願いをする形となりました。

県では、まだ部活動指導員の制度について検討中ですので、今の段階でお話できる部分について、部活動指導員と地域指導者を対比した形で説明をさせていただきたいと思っております。

まずは職務についてですが、部活動指導員について、国は顧問を可能とし、表に示してあるような職務を挙げております。今後、部活動指導員は1人での指導が可能になることや、大会・練習試合等にも引率できるという意味では、教員の負担軽減につながるということになります。この職務について、県



ではまだ検討中ということです。

地域指導者については現行どおり、顧問教員が行う指導への協力とし、顧問になることはできません。基本的には顧問教員をサポートする形で指導に関わることとなりますので、2人体制といいますか、部活動に2人で参加していただくということになります。

任用につきましては、先ほども述べましたが、どちらも学校設置者ということにしております。

報酬等につきましては、部活動指導員が1時間単価1,600円、国の概算要求時の報酬単価としております。地域指導者につきましては、1時間単価1,000円としております。

対象と費用の負担割合についてですが、現行では部活動指導員の運用はありませんのでなし。地域指導者については、中学校・高校を対象に、運動部・文化部ともに県が全額を今まで負担しております。

平成30年度から運用を考えています部活動指導員についてですが、国からの資料、ここには付けておりませんが、中学校における部活動指導員の配置事業によりますと、本事業は公立中学校の設置者を事業の実施主体として、設置者と都道府県と国がそれぞれ3分の1ずつ負担する仕組みとしていきます。

中学校の設置者が都道府県の場合は国が3分の1、都道府県が3分の2負担する仕組みとしているということで、負担割合を表のように示しております。県立高校については、国の補助がありませんので、県が全額負担とするようになります。

地域指導者についてですが、今までは市町村立中学校についても費用は県が全額負担をしており、地域指導者の要綱等もすべて県が制定をしておりましたが、来年度からは県の負担割合を3分の2とし、残りの3分の1は市町村でお願いすることに制度設計を変更いたしました。要綱等についても、市町村でお願いすることにしております。県立学校の費用負担については、今までと変わりありません。

その下に、これまでの事業からの変更点について書いてありますが、国の部活動指導員への制度設計に併せて、地域指導者についても同じような考え方で制度について変更しております。

また、単価の改定というように書いてありますが、これは地域指導者の単価の変更ということです。運動部活動については変わりありませんが、文化部活動については大幅な改定としており、今年度まで1時間単価3,000円でしたけれども、来年度からは1時間単価が1,000円ということで、減額になっております。

4番目の予算額についてですが、全体の事業として、予算額は運動部活動27,555千円、文化部は12,636千円ということになっております。

5番目の運用についてですが、県では現在検討中ということで、前回の検討会では年度当初からというように考えておりましたが、年度当初については地域指導者としての派遣事業を先行し、部活動指導員の導入については、制度体制を整備した上での運用を考えております。部活指導員につ

いては、地域指導者からのシフトという形でできるだけ行いたいというように考えております。

なお、国の中学校における部活動指導員の配置について、予算案と併せて説明をさせていただきますと、平成30年度の国の予算額は5億円。4,500人を配置予定としています。

配置については、適切な練習時間や休養日の設定など、部活動の適正化を進めている教育委員会を対象に、部活動指導員の配置を支援するというにしております。具体的には、「総合的なガイドラインを遵守するとともに、教員の負担軽減の状況を適切に把握するなど、一定の要件を満たす学校設置者に対して支援を行う」ということになっております。これは文化系も科学系も含まれます。

また、国は現在、部活動指導員の資格について、先ほどもありましたけれども、考えてはおりませんけれども、問い合わせたところ、「何年か後には日体協とタイアップをして、簡単に資格が取れるようなカリキュラムを考えて、いずれは何らかの資格を取得した人を配置したいという気持ちがある」ということを回答いただいております。

説明は以上ですが、ここで部活動指導員の資格等についてのお話をいただければということを考えております。

資料5をご覧ください。今後のスケジュールについてですが、今月末に国の検討委員会があります。ガイドライン案を提示されることになっておりますので、今回の県の検討会の意見と国のガイドライン案を基に、島根県版ガイドライン案を作成したいと考えております。

3月に公表される国のガイドライン、島根県版ガイドライン案、本日の議事録、みなさんのご意見を合わせてみなさんには送付して、3月下旬までのところで意見をまた伺いたいというように考えております。

したがいまして、3月中には検討会を開催せず、新年度の4月中旬での会議を考えております。そこで島根県版ガイドラインの協議を行っていただきたいというように思っております。

合意後の手順は、教育委員会での協議、議会常任委員会での説明、最終的には教育委員会での議決をもってガイドラインの完成となります。そのあと各学校・団体等へ送付するとともに、校長会、管理職研修、各学校体育・文化団体等の会議等での周知を図りたいというように考えておりますので、早口でしたけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

#### ○会長

少し時間が押してしまって一気にやっただけでしたが、部活動指導員の資格についてが1つ残りました。このことについて、「ぜひこういう資格のある方を」というご意見がありましたらお願いしたいと思います。無資格でも良いのかということになりますが、いかがですか。経験者であれば良いでしょうか。

#### ○委員

やはり学校に深く関わっておられる方なので、例えば地域指導者を何年か務められたあとにシフトされるか、あるいは学校にお勤めの経験がある方とか、そういうところでスタートしたらどうかなどということをおもうのですが。

○会長

今2つ挙げました。他県では日体協の資格等の云々というのがありますが、こういった有資格者、これも運用の基準になろうかと思いますが。

○委員

前日も言ったのですけれども、やはり部活動指導員の職務の内容を見ると、極めて指導技術の専門性よりも、かなり子どもとの付き合いや保護者への対応などが含まれているので、先ほど言われたような形で、あとは校長の面接を経るとか、決める際の工程をどのようにするかということをはっきりさせたほうが良いかなと思います。

○会長

ほかに何かご意見はございますか。

○委員

先ほどもありましたが、色々指導計画、デスクワークの部分が増えてくるのではないかと思います。そういうのがこの時間に入るのかとか、いわゆる技術指導とか、そういうことだけの時間であれば、なかなかここまで業務があると、家に帰ってからやらないといけないとか……………。

○会長

部活動指導員の時間規定がありますけれども、これがどの部分まで入るのかということについても精査をお願いします。

○委員

任用期間というか、1年限りで更新ですか。

○会長

更新期は1年。

○事務局

それもこちらで検討です。

○委員

何かその基準があると良いかなと思って。

○会長

今日は時間設定がうまくできなくて申し訳ありませんでした。できるだけたくさんのご意見をいただこうと思いつながらやっていたところですが、これだけは何か質問しておきたいということがございますでしょうか。

……………質問・意見なし……………

それでは、先ほどのスケジュールがありましたように、今後、事務局のほうでガイドラインをまとめていきますので、またみなさんのご意見をお伺いしたいと思います。

それでは、以上で私の議長の任務を終えさせていただきます。それでは事務局にお返しします。

○事務局

ありがとうございました。

それでは閉会にあたりまして、島根県教育委員会教育監がひと言お礼を申し上げます。

○教育監

事前にお聞きしますと、このあと他地区に移動して午後の会を控えておられる委員さんもおられると聞いております。そのような大変お忙しい中、ご出席いただき熱心にご議論いただき大変ありがとうございました。

本日は指導する側、それから指導を受ける側、双方の立場をお考えいただきながら、様々な視点からご意見をいただいたものと思っております。時間が不足しまして、もっと意見を頂戴したいところではございました。遠慮なく事務局のほうに意見をお寄せいただきたいと思いますし、また、県版ガイドラインの素案作成過程で、こちらのほうから皆様方にも随時意見を拝聴するという場を設けたいと思っております。

本日はどうもありがとうございました。今後とも引き続きよろしく願いいたします。